

# 第25期 定時株主総会 招集ご通知



日 時 2025年12月24日（水曜日）

午前10時



場 所 福岡県福岡市中央区天神二丁目2番43号

ソラリア西鉄ホテル福岡 7階  
ルミナス

## CONTENTS

---

第25期定時株主総会招集ご通知	1
株主総会参考書類	5
事業報告	6
計算書類	25
監査報告書	38

ニッポンインシュア株式会社

証券コード：5843

証券コード 5843  
2025年12月9日  
(電子提供措置の開始日2025年12月2日)

## 株主各位

福岡県福岡市中央区天神二丁目14番2号  
**ニッポンインシュア株式会社**  
代表取締役社長 坂本真也

## 第25期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚くお礼申しあげます。

さて、当社第25期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申しあげます。

本株主総会の招集に際しては電子提供措置をとっており、インターネット上の下記ウェブサイトに「第25期定時株主総会招集ご通知」として電子提供措置事項を掲載しております。

当社ウェブサイト

<https://www.nipponinsure.jp/ir/>

また、上記のほか、インターネット上の下記ウェブサイトにも掲載しております。

東京証券取引所ウェブサイト

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>

上記ウェブサイトにアクセスして、当社名又は証券コードを入力・検索し、「基本情報」「縦覧書類/PR情報」を順に選択の上、ご覧ください。

なお、当日ご出席願えない場合は、インターネット又は書面によって議決権行使することができますので、お手数ながら電子提供措置事項に掲載の株主総会参考書類をご検討の上、同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示いただき、2025年12月23日（火曜日）午後5時45分までに到着するようご送付くださいますようお願い申しあげます。

敬具

## 記

1. 日 時 2025年12月24日（水曜日）午前10時
2. 場 所 福岡県福岡市中央区天神二丁目2番43号  
ソラリア西鉄ホテル福岡 7階 ルミナス  
(末尾の「株主総会会場ご案内図」をご参照ください。)
3. 目的事項
  - 報告事項 第25期（2024年10月1日から2025年9月30日まで）事業報告及び計算書類報告の件
  - 決議事項
    - 議 案 剰余金の配当の件

以 上

- 
- ◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申しあげます。
  - ◎議決権行使書面において、議案に賛否の表示がない場合は、賛成の意思表示をされたものとして取り扱わせていただきます。
  - ◎電子提供措置事項に修正が生じた場合は、掲載している各ウェブサイトに修正内容を掲載させていただきます。

## ■ 議決権行使についてのご案内

### 株主総会にご出席の場合



開催日時

2025年12月24日（水曜日）

午前10時（受付開始午前9時30分）

同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。また、資源節約のため、この「招集ご通知」をお持ちくださいますようお願い申しあげます。

### 株主総会にご出席されない場合

#### インターネットによる議決権行使



行使期限

2025年12月23日（火曜日）午後5時45分まで

パーソナルコンピュータやスマートフォンから当社株主名簿管理人が運営する議決権行使ウェブサイト (<https://evote.tr.mufg.jp/>) にアクセスし、同封の議決権行使書用紙に記載のログインID及びパスワードをご入力の上、画面の案内に従って、上記行使期限までに賛否をご登録ください。

なお、セキュリティ確保のため、システム上の制約があります。詳細につきましては、次頁に記載のお問合せ先にご照会ください。

スマートフォンを  
ご利用の株主様

スマートフォンでの議決権行使は、「ログインID」「仮パスワード」の入力が不要になりました。詳細は次頁をご覧ください。

#### 郵送による議決権行使



行使期限

2025年12月23日（火曜日）

午後5時45分到着分まで

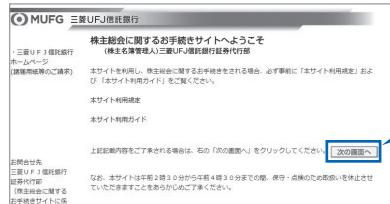
同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示いただき、上記行使期限までに当社株主名簿管理人に到着するようご返送ください。議決権行使書面において、議案に賛否の表示がない場合は、賛成の意思表示をされたものとして取り扱わせていただきます。

# インターネットによる議決権行使のご案内

## 議決権行使ウェブサイト

<https://evote.tr.mufg.jp/>

### 1 議決権行使ウェブサイトにアクセスする

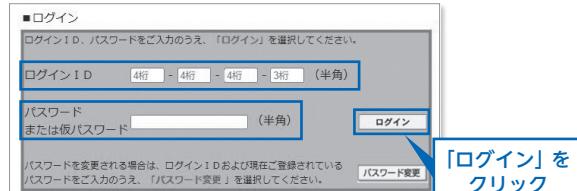


「次の画面へ」  
をクリック

二次元コード読み取り機能を搭載したスマートフォンをご利用の場合は、右記二次元コードを利用してアクセスすることも可能です。



### 2 お手元の議決権行使書用紙の副票（右側）に記載された「ログインID」及び「仮パスワード」を入力



「ログイン」  
をクリック

スマートフォンでの議決権行使は、  
**「ログインID」「仮パスワード」の入力が  
不要になりました。**

### 「ログイン用二次元コード」 はこちら



議決権行使書副票（右側）



### ！ 注意事項

- インターネットによる議決権行使が複数回なされた場合は、最後のものを有効な議決権行使といたします。
- 郵送による議決権行使とインターネットによる議決権行使が重複してなされた場合は、インターネットによるものを有効な議決権行使といたします。
- 議決権行使ウェブサイトをご利用いただく際のプロバイダへの接続料金及び通信事業者への通信料金等は、株主の皆様のご負担となります。

### インターネットによる 議決権行使についてのお問合せ先

三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部

**0120-173-027**

通話料無料 受付時間 午前9時～午後9時

以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

# 株主総会参考書類

## 議案及び参考事項

### 議 案 剰余金の配当の件

当社は、将来の事業展開に備えた内部留保資金を確保しつつも、株主の皆様への安定的かつ継続的な配当の実施を通じた利益還元の姿勢をより明確化することにより、更なる株主の獲得、並びに株主基盤の強化を図ることが当社企業価値の更なる向上において重要であると考えております。

このような方針のもと、当期の期末配当につきましては、当社の業績及び今後の経営環境を勘案しまして、繰越利益剰余金を原資として以下のとおりとさせていただきたいと存じます。

#### 期末配当に関する事項

##### 配当財産の種類

金銭

##### 株主に対する配当財産の割当てに関する事項及びその総額

当社普通株式1株につき金19円

配当総額53,659,743円

##### 剰余金の配当が効力を生ずる日

2025年12月25日

以 上

# 事業報告 (2024年10月1日から2025年9月30日まで)

## 1 会社の現況に関する事項

### ① 事業の経過及び成果

当事業年度におけるわが国経済は、雇用・所得環境の改善、インバウンド需要の拡大を背景に、社会経済活動も緩やかな回復基調を維持する一方で、米国の通商政策の動向や長期化する地政学的リスクに加え、物価上昇の継続による消費マインドの低下など、依然として先行き不透明な状況が続いております。

当社の関連業界である賃貸不動産業界においては、デジタル技術の進化により、契約手続きのデジタル化が進んでおります。具体的には、契約書類のオンライン化や電子署名の導入が行われており、紙の契約書の作成や保管、郵送といった手間を省くことが可能となってきております。また、電子契約システムの導入により、契約のスピードアップやリモートでの取引が可能となるなど、業界全体のデジタルトランスフォーメーション（DX）が進展し、契約プロセスのスピードと安全性が大幅に向上しております。

このような事業環境のもと、当社は多様化する顧客ニーズに対応するべく、これまで培ってきたノウハウを活用し、保証システム及び取扱店様向け顧客情報管理システムの改修を進め、サービスの業容拡大を目指してまいりました。

この結果、当事業年度の経営成績は、売上高3,737,526千円（前期比16.0%増）、営業利益759,106千円（前期比81.5%増）、経常利益775,279千円（前期比88.9%増）、当期純利益528,467千円（前期比88.7%増）となりました。

売上高  
37 億 37 百万円  
前期比 16.0% 増 

営業利益  
7 億 59 百万円  
前期比 81.5% 増 

経常利益  
7 億 75 百万円  
前期比 88.9% 増 

当期純利益  
5 億 28 百万円  
前期比 88.7% 増 

### (保証事業)

保証事業におきましては、積極的な新規取引先の開拓を継続することにより、新規優良顧客の獲得に努め、シェア拡大を目指してまいりました。加えて、タイアップを通じて商品に新たな価値を付加し、既存クライアントに対しては随時情報収集を行いながら、新たな商品設計の提案を行うなど、顧客ニーズへの対応強化に取り組んでまいりました。また、SMSを活用したWEB請求・オートコール・AIオペレータによるオートメーション化を図るなど、回収業務の効率化にも積極的に取り組んでおります。

この結果、本報告セグメントの売上高は3,514,005千円（前期比16.6%増）、セグメント利益は1,031,490千円（前期比54.4%増）となりました。

### (その他)

その他の区分におきましては、ランドリーサービスについては、店舗の美化向上に向けた業者による清掃を行い、「安心、安全、清潔」な店舗を維持するように努めました。

フィットネスサービスについては、お客様一人ひとりに合わせたサポート体制を目指し、ストレッチ教室の開催やカウンセリングを通じてフォローワー体制を強化してまいりました。さらに、近隣の商業施設などを活用した集客活動を通じて、新規会員の獲得を積極的に行ってまいりました。

この結果、本報告セグメントの売上高は223,521千円（前期比7.7%増）、セグメント利益は35,454千円（前期比21.8%増）となりました。

## ② 設備投資の状況

当事業年度において実施いたしました設備投資の総額は、61,313千円となりました。その主なものは、基幹システムの改修費用21,766千円及び顧客契約情報管理システムの改修費用34,770千円であります。

## ③ 資金調達の状況

当社は、取引銀行6行と総額1,000,000千円の当座貸越契約を締結しております。当事業年度末における実行残高は481,000千円となりました。その内訳は、収納代行業務に伴うクライアント送金の一部資金470,000千円、運転資金として11,000千円であります。機動的かつ安定的な調達を目的としており、短期で決済されるものとなります。

#### ④ 対処すべき課題

当社の主力商品である家賃債務保証サービスを取り巻く環境は、少子高齢化、晩婚化の進行とともに単身世帯が年々増加の一途をたどっており、賃貸住宅の需要は、今後も増加が見込まれております。また、経済環境の不透明感や物価上昇に伴い、入居者の支払いリスクを軽減する家賃債務保証の重要性は一層高まることが予想されております。

このような社会情勢の下、連帯保証人制度に代わる機関保証の普及を実現するというミッションを推進していくため、当社は、基幹ビジネスである家賃債務保証サービスを積極的に拡大していくとともに、家賃債務保証サービスを含めた介護費債務保証サービス、入院費債務保証サービスの市場開拓を進め事業拡大を目指し企業価値の向上に取り組んでまいります。そのため次の項目を重点課題として取り組んでまいります。

##### ① 保証事業の開拓・展開

保証事業においては、家賃債務保証サービスを主として介護費債務保証サービス、入院費債務保証サービスの拡販に注力しております。家賃債務保証サービスについては、積極的な新規取引先の開拓を継続することにより新規優良顧客の獲得に努める他、既存クライアントに対しても、当社独自のシステムである「Cloud Insure」のリニューアル、商品の改訂や新商品の開発・販売を促進するなど、引き続きお客様のニーズを的確に捉え収益に繋げていく必要があると考えております。介護費債務保証サービス及び入院費債務保証サービスについては、引き続きパートナー企業との協業を通じて、成長事業としての展開をさらに加速させ、家賃債務保証サービスに並ぶ主力商品となるよう、引き続き拡販を進めてまいります。

##### ② IT化の推進

当社は、IT化による業務効率の向上とコスト削減を推進しております。最新のIT技術を積極的に取り入れ、顧客の利便性向上、審査業務によるリスク管理強化や滞納回収業務における回収率の向上に繋げ、市場でのシェア拡大と利益率の向上に努めてまいります。

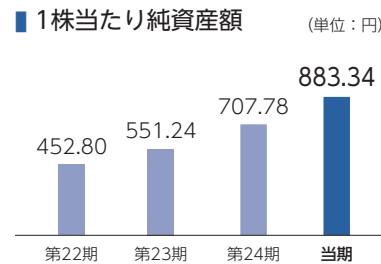
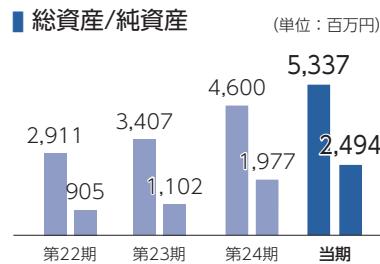
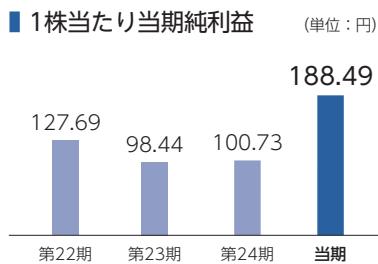
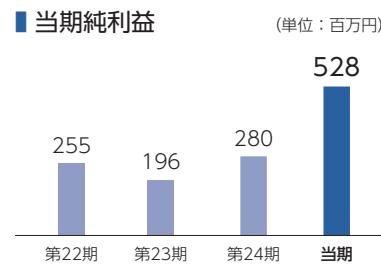
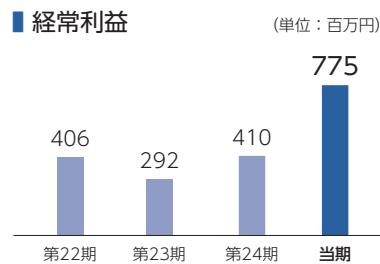
##### ③ 優秀な人材の確保及び教育研修の実施

企業間での人材獲得競争が一層激しくなる中、当社の安定した堅実な成長には、社員一人ひとりの付加価値を高めることが重要だと考えております。採用後も教育研修実施の機会・内容を充実させ、当社の企業理念及び経営方針を理解した、当社の成長を支える社員の育成を行ってまいります。

株主の皆様におかれましては、今後ともより一層のご理解とご支援を賜りますようお願い申しあげます。

## ⑤ 財産及び損益の状況

区分	第22期 2022年9月期	第23期 2023年9月期	第24期 2024年9月期	第25期(当期) 2025年9月期
売上高	2,604,788千円	2,876,511千円	3,220,994千円	3,737,526千円
経常利益	406,385千円	292,172千円	410,408千円	775,279千円
当期純利益	255,390千円	196,885千円	280,121千円	528,467千円
1株当たり当期純利益	127円69銭	98円44銭	100円73銭	188円49銭
総資産	2,911,208千円	3,407,640千円	4,600,315千円	5,337,073千円
純資産	905,613千円	1,102,499千円	1,977,750千円	2,494,744千円
1株当たり純資産額	452円80銭	551円24銭	707円78銭	883円34銭



(注) 2023年5月1日付で普通株式1株につき普通株式10株の割合で株式分割を行っております。これに伴い第22期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して、1株当たり当期純利益及び1株当たり純資産額を算定しております。

## ⑥ 重要な親会社及び子会社の状況

該当事項はありません。

## ⑦ 主要な事業内容

事 業	主 要 商 品
保 証 事 業	家賃債務保証サービス、介護費債務保証サービス、入院費債務保証サービス
そ の 他	ランドリーサービス、フィットネスサービス

## ⑧ 主要な支店及び営業所

本 社	福岡市中央区	仙 台 支 店	仙台市青葉区
新潟支店	新潟市中央区	東京支店	東京都千代田区
神奈川支店	神奈川県藤沢市	大阪支店	大阪市北区
名古屋支店	名古屋市中区		

## ⑨ 従業員の状況 (2025年9月30日現在)

従業員数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
118名 [10名]	11名増 [4名減]	37.0歳	4.6年

セグメントの名称	従業員数
保証事業	90名 [5名]
その他	19名 [4名]
全社 (共通)	9名 [1名]
合計	118名 [10名]

- (注) 1. 従業員数は就業人員数であり、休職者を含んでおりません。  
2. 従業員数欄の【外書】は臨時従業員の年間平均雇用人員であります。  
3. 臨時従業員にはパートタイマーの従業員を記載し、派遣社員を除いております。

⑩ 主要な借入先（2025年9月30日現在）

借入先	借入額
株式会社 西日本シティ銀行	330,000千円
株式会社りそな銀行	80,000千円
株式会社三井住友銀行	50,000千円

## 2 会社の株式に関する事項

① 発行可能株式総数 8,000,000株

② 発行済株式の総数 2,824,300株(自己株式103株を含む)

③ 株主数 1,727名

### ④ 大株主 (上位10名)

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
豊島不動産株式会社	302,400 株	10.7 %
株式会社Mサポート	300,000	10.6
株式会社サンコー管理	300,000	10.6
三 好 修	150,000	5.3
三 好 京 子	110,000	3.8
矢 野 泉	100,000	3.5
竹 村 洋 一	84,500	2.9
坂 本 真 也	84,000	2.9
徳 岡 拓 郎	84,000	2.9
鈴 木 知 幸	74,300	2.6

### ⑤ その他株式に関する重要な事項

当事業年度における新株予約権の行使により、発行済株式数が30,000株、資本金及び資本準備金はそれぞれ9,750千円増加しております。

### 3 会社の新株予約権等に関する事項

#### ① 当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況

##### 第1回新株予約権

決議年月日	2021年3月26日
付与対象者の区分及び人数	当社取締役 3名
新株予約権の数	8,900個（新株予約権1個につき普通株式10株）
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数	普通株式 89,000株
新株予約権の行使時の払込金額	650円
新株予約権の行使期間	2023年3月27日～2031年3月26日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	発行価格 650円 資本組入額 325円
新株予約権の行使の条件	新株予約権の割当てを受けた者は、権利行使時においても、当社又は当社子会社の取締役、監査役、執行役員、従業員の地位又はこれに準じた地位を有していかなければならない。ただし、新株予約権者が任期満了により退任又は定年退職した場合、あるいは取締役会が正当な理由があると認めた場合は、この限りでない。 その他の条件は、当社と新株予約権の割当てを受けた者との間で締結した「新株予約権割当契約書」で定めるところによる。
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権の譲渡については、取締役会の承認を要するものとする。

(注) 2023年5月1日付で普通株式1株につき10株の割合で株式分割を行っております。これにより「新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数」「新株予約権の行使時の払込金額」及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」が調整されております。

#### ② 当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に対し交付した新株予約権の状況

該当事項はありません。

#### ③ その他新株予約権等に関する重要な事項

該当事項はありません。

## 4 会社役員に関する事項

### ① 取締役及び監査役の氏名等（2025年9月30日現在）

地 位	氏 名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長	坂本 真也	
専務取締役	竹村 洋一	専務取締役兼管理事業部長
取締役	徳岡 拓郎	取締役兼営業事業部長
取締役	兼田 康文	兼田公認会計士税理士事務所 代表 株式会社レベルファイブ 社外監査役 株式会社メディアース・ジャパン 社外監査役 医療法人鎮寿会 監事 フィナンシャルフォース株式会社 代表取締役
取締役	北原 正	社会保険労務士法人COMMITMENT 代表社員 株式会社Team Next 代表取締役 一般社団法人材開発推進協会 理事 有限会社日本人材教育センター 代表取締役 一般社団法人福岡県中小企業家同友会 理事
常勤監査役	大川 利則	
監査役	中川 真紀	中川真紀税理士事務所 代表 中川真紀行政書士事務所 代表 大野運送株式会社 社外監査役 渡辺電機株式会社 社外監査役
監査役	橋本 道成	弁護士法人如水法律事務所 代表 株式会社トライアルホールディングス 社外監査役 株式会社キヤム 社外監査役 株式会社QPS研究所 社外取締役

- (注) 1. 兼田康文氏及び北原正氏は、社外取締役であります。  
2. 兼田康文氏は、公認会計士・税理士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。  
3. 北原正氏は、特定社会保険労務士の資格を有しており、企業労務及び関連法規に関する相当程度の知見を有するものであります。  
4. 中川真紀氏及び橋本道成氏は、社外監査役であります。  
5. 中川真紀氏は、税理士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。  
6. 橋本道成氏は、弁護士の資格を有しており、法務に関する相当程度の知見を有するものであります。  
7. 当社は、取締役兼田康文氏及び北原正氏、監査役中川真紀氏及び橋本道成氏を株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

## **② 責任限定契約の内容の概要**

当社は、会社法第427条第1項の規定に基づき、取締役（業務執行取締役を除く。）及び監査役との間に同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が規定する額である旨、定款に定めております。

## **③ 役員等賠償責任保険契約に関する事項**

当社は、当社の取締役及び監査役（社外含む）を被保険者として、保険会社との間で会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しています。保険期間中に被保険者が行ったその地位に基づく職務に起因して損害賠償請求がされた場合、当該保険契約により法律上の損害賠償金及び争訟費用を補填することとしています。ただし、故意又は重過失に起因して生じた損害は当該保険契約によって補填されない等、一定の免責事由を設け、役員などの職務の執行の適正性が損なわれないように措置を講じています。なお、保険料は、当社がその総額を負担しています。

## **④ 当事業年度に係る取締役及び監査役の報酬等**

### **① 役員の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針に係る事項**

#### **a 基本方針**

当社の役員報酬は、優秀な人材を当社の取締役として確保し、かつ取締役の経営意欲の向上及び経営能力の最大限の発揮と、取締役の経営責任を明確にすることを基本方針としております。短期的な業績だけでなく中長期的な企業価値の向上への貢献を促す役員報酬制度の構築を目指しております。

#### **b 報酬限度額**

取締役の報酬限度額は、2022年12月22日開催の第22期定時株主総会において、年額200百万円以内（うち社外取締役15百万円以内）と決議されております。当該株主総会終結時点の取締役の数は5名（うち社外取締役2名）であります。また、監査役の報酬限度額は、2022年12月22日開催の第22期定時株主総会において、年額30百万円以内と決議されております。当該株主総会終結時点の監査役の数は3名であります。

### C 報酬体系

取締役及び監査役の報酬については報酬限度額を定時株主総会で決議しており、各取締役の報酬については職務内容及び当社の状況等を勘案の上、取締役会の承認により、各監査役については職務の内容、経験及び当社の状況等を勘案の上、監査役会での協議により決定しております。

当事業年度において当社の取締役の役員報酬制度としては、固定報酬制を採用しております。

### d 報酬の決定

取締役の報酬等の額は、株主総会において決議された報酬限度額の範囲内において、担当・職務・各期の業績・貢献度等を総合的に勘案して各取締役の報酬等の額を決定しております。取締役及び監査役の報酬等の額は、経営に対する独立性を確保するため全額を固定報酬としており、その具体的金額については、取締役会及び監査役会で報酬限度額の範囲内において協議の上、決定しております。

## ② 取締役及び監査役の報酬等の総額等

役員区分	報酬等の総額 (千円)	報酬等の種類別の総額 (千円)				対象となる 役員の員数 (人)
		基本報酬	賞与	非金銭報酬等	退職慰労金	
取締役 (うち社外取締役)	83,520 (8,700)	64,692 (7,200)	5,441 (600)	—	13,387 (900)	5 (2)
監査役 (うち社外監査役)	16,085 (8,400)	13,560 (7,200)	1,130 (600)	—	1,395 (600)	3 (2)

(注) 退職慰労金は当事業年度に係る役員退職慰労引当金繰入額を記載しております。

## ⑤ 社外役員に関する事項

### ① 重要な兼職先と当社との関係

区分	氏名	重要な兼職先の状況	当社との関係
取締役	兼 田 康 文	兼田公認会計士税理士事務所 代表 株式会社レベルファイブ 社外監査役 株式会社メディアース・ジャパン 社外監査役 医療法人鎮寿会 監事 フィナンシャルフォース株式会社 代表取締役	記載すべき関係はありません。
取締役	北 原 正	社会保険労務士法人COMMITMENT 代表社員 株式会社Team Next 代表取締役 一般社団法人人材開発推進協会 理事 有限会社日本人材教育センター 代表取締役 一般社団法人福岡県中小企業家同友会 理事	記載すべき関係はありません。
監査役	中 川 真 紀	中川真紀税理士事務所 代表 中川真紀行政書士事務所 代表 大野運送株式会社 社外監査役 渡辺電機株式会社 社外監査役	記載すべき関係はありません。
監査役	橋 本 道 成	弁護士法人如水法律事務所 代表 株式会社トライアルホールディングス 社外監査役 株式会社キャム 社外監査役 株式会社QPS研究所 社外取締役	記載すべき関係はありません。

### ② 主要取引先等特定関係事業者との関係

記載すべき事項はございません。

### ③ 当事業年度における主な活動状況

区分	氏名	出席状況、発言状況及び社外取締役に期待される役割に関する職務の概要
取締役	兼 田 康 文	当事業年度に開催された取締役会14回全てに出席いたしました。主に公認会計士としての専門的見地から意見を述べ、監督、助言等を行うなど、取締役会の意思決定の妥当性及び適正性を確保するための発言を行っており、期待される役割を果たしております。
取締役	北 原 正	当事業年度に開催された取締役会14回全てに出席いたしました。主に社会保険労務士としての専門的見地から意見を述べ、監督、助言等を行うなど、取締役会の意思決定の妥当性及び適正性を確保するための発言を行っており、期待される役割を果たしております。
監査役	中 川 真 紀	当事業年度に開催された取締役会14回全てに出席いたしました。主に税理士としての専門的見地から意見を述べ、監督、助言等を行うなど、取締役会の意思決定の妥当性及び適正性を確保するための発言を行っております。 また、当事業年度に開催された監査役会14回全てに出席し、内部統制について必要な発言を行っており、期待される役割を果たしております。
監査役	橋 本 道 成	当事業年度に開催された取締役会14回全てに出席いたしました。主に弁護士としての専門的見地から意見を述べ、監督、助言等を行うなど、取締役会の意思決定の妥当性及び適正性を確保するための発言を行っております。 また、当事業年度に開催された監査役会14回全てに出席し、内部統制について必要な発言を行っており、期待される役割を果たしております。

## 5 会計監査人の状況

### ① 会計監査人の名称

有限責任監査法人トーマツ

### ② 責任限定契約の内容の概要

該当事項はありません。

### ③ 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

	支払額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	24,500千円
当社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	24,500千円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。  
2. 会計監査人の報酬等について、監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠などを確認し、検討した結果、会計監査人の報酬等について同意を行っております。

### ④ 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人が会社法・公認会計士法等の法令に違反・抵触した場合、公序良俗に反する行為があったと判断する場合、その他会計監査人に当社の監査を継続させることが相当でないと判断する場合には、当該会計監査人の解任又は不再任を決定し、取締役会は、当該決定に基づき、当該議案を株主総会に提出いたします。

## 6 会社の体制及び方針

### ① 業務の適正を確保するための体制

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制、その他業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要は以下のとおりであります。

#### ① 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ・取締役は反社会的勢力からの不当な要求に対しては、いかなる場合においても、金銭その他の経済的利益を供与しないことを基本姿勢とし、関係機関との連携や組織一体となった対応を図るなどして、これらの勢力との関係を遮断しております。
- ・取締役は経営理念に基づき定められた行動規範を社内に周知徹底させるとともに、教育等を通じて意識の向上・維持を図りながら、自ら率先して実施しております。
- ・法令等の遵守と企業倫理の徹底は経営の原点であるとの認識のもと、リスク・コンプライアンス推進委員会を設置し、社内外相談窓口を設置し、取締役自らがコンプライアンスを積極的に推進しております。
- ・代表取締役直属の組織として内部監査室を設け、各部門の業務執行及びコンプライアンスの状況等について、定期的な監査を実施し、その結果を常勤監査役と連携するとともに、代表取締役に報告しております。

#### ② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役の職務執行に係る重要な意思決定及び報告等に関する情報の取扱いは、文書管理規程に基づき、人事・総務課を主管部署として、適切に保存及び管理しております。取締役及び監査役は、常時これらの文書及び電磁的媒体による記録を閲覧することができます。

#### ③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社の損失の最小化を図るため、リスク・コンプライアンス推進委員会を設置し、経営に重大な影響を及ぼすおそれのあるリスクに対し、未然防止・再発防止及び迅速な対応に努めております。

内部監査室は、業務を分掌する各事業部におけるリスク管理の状況について定期的に監査を実施し、その評価を代表取締役及び監査役に報告しております。

④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

当社は、取締役の業務執行の効率化を実現するため、組織、業務分掌、職務権限等を定めた各種規程を定めております。また、定時取締役会を毎月1回、重要経営指標を報告する月次報告会を毎月1回、臨時取締役会を必要に応じて開催し、迅速な意思決定が行える体制を構築しております。

⑤ 従業員の職務執行の法令等への適合を確保するための体制

- ・反社会的勢力に対しては、いかなる場合においても、金銭その他の経済的利益を供与しないことを基本姿勢とし、これを社内に周知し、明文化しております。
- ・経営理念に基づく行動規範を定め、社内に周知徹底させるとともに、従業員への教育等を通じて意識の向上・維持を図っております。
- ・法令等の遵守と企業倫理の徹底は経営の原点であるとの認識のもと、リスク・コンプライアンス推進委員会を設置し、社内外相談窓口を設置し、相談者保護等適切な運営を図っております。
- ・業務運営の適正性と経営効率の向上を図るため、業務執行に対して中立性を持った内部監査組織を設置し、各部門・事業所における法令等の遵守や業務執行の状況等について監査しております。

⑥ 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

監査役が職務を補助する使用人を置くことを求めた場合、要請に応じて監査役の業務補助のための使用人を置くこととし、その人事については、監査役と協議の上、決定することとしております。

⑦ 前項の使用人の取締役からの独立性に関する事項及び監査役からの指示の実効性の確保に関する事項

監査役の職務を補助すべき使用人の取締役からの独立性を確保するため、当該使用人への指揮命令は監査役が行うものとし、人事異動・評価等を行う場合には、予め監査役と協議し、監査役の意見を重視することとしております。

- ⑧ 取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制及びその他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制並びに監査役に報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実、又はその事実を発見した場合、役職員が法令若しくは定款に違反する行為をし、又はこれらの行為をするおそれがあると考えられるときは、直ちに監査役に直接報告を行うものとしております。また、監査役監査規程に基づき、監査役に対する報告事項について実効的かつ機動的な報告がなされるよう、社内体制の整備を行い、監査役に対しての報告体制を確立しております。さらに、監査役へ報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するため、内部通報制度においては、通報者に対する不利益な取扱いを禁止するものとしております。

- ⑨ 監査役の職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

監査役が監査の実施のために生じた費用を請求するときは、監査役の求めに応じて適切に処理するものとしております。

- ⑩ 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方

- ・当社は、反社会的勢力に対して取引を含む一切の関係を遮断することを基本方針とし、これらの実効性を確保するため対応規程を整備するとともに、顧問弁護士や警察等外部の専門機関と適宜連携しながら、反社会的勢力による経営活動への関与や反社会的勢力からの被害を防止するための対応を行うものとしております。
- ・反社会的勢力による不当な要求に対しては代表取締役の指示の下、管理事業部長を統括責任者とし、社内外の関係部署と情報の収集及び情報の共有を図り対処を行います。

## **② 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要**

当事業年度における当社の業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要は、次のとおりであります。

- ① 当事業年度において、取締役会を14回開催し、法令、当社の定款及び取締役会規程に定められた経営上の重要な事項の決定を行うとともに、各取締役から業務執行の報告を行い、業務執行の監督を行いました。社外取締役及び監査役も常時出席し、取締役の職務執行の適正性を高めております。なお、取締役会の開催に際しては、事前に資料を共有するなどの方法により、取締役会における意思決定と監督の実効性及び効率性を確保しております。
- ② 当事業年度において、監査役は、監査役会を14回開催し、監査計画に基づき当社役職員の職務執行を監査いたしました。取締役会やその他重要な会議に出席するとともに、必要に応じて、代表取締役及び他の取締役と意見交換を実施しております。また、内部監査室や会計監査人と情報交換を行い、緊密に連携し、適正な監査の実施に努めております。
- ③ 当事業年度において、リスクコンプライアンス委員会を4回開催し、当社の法令等の遵守状況を審議いたしました。また、当社のリスク評価を行い、その管理及び低減に努めました。また、毎月、従業員を対象にしたリスクコンプライアンスマーティングを行い、現場の情報を入手することで、リスクコンプライアンス委員会の実効性を高めております。
- ④ 社内・社外に内部通報制度を設け、その結果を役員に報告し、検討しております。

## **③ 会社の支配に関する基本方針**

当社では、会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者のあり方に関する基本方針については、特に定めておりません。

#### **④ 剰余金の配当等の決定に関する方針**

当社は、株主に対する利益還元も経営の重要課題であると認識しており、収益力の強化や事業基盤の整備を実施しつつ、内部留保の充実状況及び企業を取り巻く事業環境を勘案した上で、株主に対して安定的かつ継続的な利益還元を実施する方針であります。

具体的には年間配当性向10%以上を目標として、上記基本方針に基づき配当を実施していく予定であります。

当社の剰余金の配当は、年1回の期末配当を基本的な方針としております。

当事業年度の剰余金の配当につきましては、安定的かつ継続的な配当実施の基本方針のもと、1株当たり19円とさせていただきます。

---

(注) 本事業報告中の記載金額・株数は、表示単位未満を切り捨てて表示しております。

## 貸借対照表 (2025年9月30日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
<b>資 産 の 部</b>		<b>負 債 の 部</b>	
<b>流動資産</b>			<b>流動負債</b>
現金及び預金	4,721,706	短期借入金	2,723,744
売掛金	2,759,797	1年内返済予定の長期借入金	481,000
未収入金	20,977	リース債務	864
求償債権	917,041	未払金	4,902
前払費用	1,593,546	未払法人税等	76,937
貸倒引当金	61,623	預り金	189,780
	△631,278	前受収益	140,780
<b>固定資産</b>	<b>615,366</b>		
<b>有形固定資産</b>	<b>26,270</b>		
建物	13,551	賞与引当金	1,393,063
リース資産	6,552	保証履行引当金	37,682
その他の	6,167	その他の	385,911
<b>無形固定資産</b>	<b>112,170</b>		
ソフトウエア	66,460	<b>固定負債</b>	<b>118,584</b>
その他の	45,710	長期借入金	5,512
<b>投資その他の資産</b>	<b>476,924</b>	リース債務	2,637
投資有価証券	20,000	退職給付引当金	36,662
繰延税金資産	319,295	役員退職慰労引当金	73,772
その他の	137,629		
		<b>負債合計</b>	<b>2,842,328</b>
<b>純資産の部</b>			
<b>株主資本</b>			<b>2,494,744</b>
資本	金	資本	357,314
資本剰余金		資本準備金	377,543
資本準備金		その他資本剰余金	307,314
その他資本剰余金		利益剰余金	70,228
利益剰余金		利益準備金	1,760,122
利益準備金		その他利益剰余金	8,200
その他利益剰余金		繰越利益剰余金	1,751,922
繰越利益剰余金		自己株式	1,751,922
			△236
<b>純資産合計</b>		<b>純資産合計</b>	<b>2,494,744</b>
		<b>負債・純資産合計</b>	<b>5,337,073</b>
<b>資産合計</b>	<b>5,337,073</b>		

## 損益計算書 (2024年10月1日から2025年9月30日まで)

(単位：千円)

科 目					金額
売 売	上 原	高 価			3,737,526
売 売	上 総 利 益	高 価			1,395,906
販 売 費 及 び 営 業	一 般 管 理 利 益	高 価			2,341,620
		費 用			1,582,513
		利 益			759,106
受 取	外 収	益			
受 取	利 息			4,787	
受 取	配 当	金		2,885	
受 取	補 償	金		7,095	
受 取	賃 貸	料		1,304	
償 却 債 権	取 立	益		3,017	
そ の 他				195	19,286
営 業 外 費 用					
支 払	利 息			2,721	
そ の 他				391	3,112
経 常 利 益					775,279
税 引 前 当 期 純 利 益					775,279
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税				282,337	
法 人 税 等 調 整 額				△35,525	246,812
当 期 純 利 益					528,467

# 株主資本等変動計算書 (2024年10月1日から2025年9月30日まで)

(単位：千円)

資本金	株主資本			
	資本剰余金			
	資本準備金	その他資本 剰余金	資本剰余金 合計	
当期首残高	347,564	297,564	70,228	367,793
当期変動額				
新株の発行	9,750	9,750		9,750
剰余金の配当				
当期純利益				
自己株式の取得				
当期変動額合計	9,750	9,750	–	9,750
当期末残高	357,314	307,314	70,228	377,543

(単位：千円)

利益準備金	株主資本				自己株式	株主資本 合計	純資産合計
	利益剰余金						
	その他利益 剰余金	利益剰余金 合計					
当期首残高	8,200	1,254,191	1,262,391	–		1,977,750	1,977,750
当期変動額							
新株の発行						19,500	19,500
剰余金の配当		△30,737	△30,737			△30,737	△30,737
当期純利益		528,467	528,467			528,467	528,467
自己株式の取得				△236		△236	△236
当期変動額合計	–	497,730	497,730	△236		516,994	516,994
当期末残高	8,200	1,751,922	1,760,122	△236		2,494,744	2,494,744

## 個別注記表

### 1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

#### (1) 有価証券の評価基準及び評価方法

その他有価証券

市場価格のない株式等 … 移動平均法による原価法

#### (2) 固定資産の減価償却の方法

##### ① 有形固定資産（リース資産を除く）

定率法を採用しております。ただし、1998年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備は除く）並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物 19年～34年

その他 3年～5年

##### ② 無形固定資産（リース資産を除く）

定額法を採用しております。

ソフトウエア（自社利用分） 5年

##### ③ リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

#### (3) 引当金の計上基準

##### ① 貸倒引当金

債権の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

##### ② 賞与引当金

従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額に基づき当事業年度に見合う分を計上しております。

##### ③ 保証履行引当金

家賃保証の保証履行による損失に備えるため、当事業年度末における将来の損失発生見込額を計上しております。

④ 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務の見込額から特定退職金共済制度の給付見込額を控除した額を退職給付引当金として計上しております。

なお、退職給付引当金及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。

⑤ 役員退職慰労引当金

役員の退職慰労金の支給に備えるため、役員退職慰労金支給規程に基づく期末要支給額を計上しております。

(4) 収益及び費用の計上基準

当社の顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は以下のとおりであります。

① 保証事業

保証事業においては主に家賃債務保証サービス及び当該サービスに関連した業務受託サービスを提供しております。

家賃債務保証サービスにかかる保証料収入は、「金融商品に関する会計基準」（企業会計基準第10号 2019年7月4日）に基づき、保証期間にわたりて収益計上しております。

業務受託サービスは、サービス提供時点において収益を認識しております。また、業務受託サービスに関する取引の対価は、契約条件に従い、概ね1ヶ月以内に受領しております。

② その他

その他においては主にフィットネスサービスを提供しております。

フィットネスサービスには主に入会金及び月会費が含まれております。入会金及び月会費は一定の期間にわたり移転される財又はサービスに関する収益として、入会月から履行義務を提供する期間にわたり収益を認識しております。入会金の提供期間は、過去の実績に基づき入会から退会までの期間を平均し算出しております。入会金及び月会費に関する取引の対価は、契約条件に従い、サービス提供開始から概ね1ヶ月以内に受領しております。なお、対価の金額に重要な金融要素は含まれておりません。

(5) その他計算書類の作成の基本となる重要な事項

消費税等の会計処理

控除対象外消費税等は、当事業年度の費用として処理しております。

## 2. 会計上の見積りに関する注記

### (1) 貸倒引当金

- ① 当事業年度の計算書類に計上した金額

貸倒引当金 631,278千円

- ② 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

求償債権のうち、一定の滞納月数を超えておらず、回収不能となる兆候が個別にみられないものについては、一般債権等として将来の予想損失額を見込んで貸倒引当金を計上しております。予想損失額は過去の一定期間の貸倒実績を基礎とした貸倒実績率の平均値に基づき算定しております。

また、求償債権のうち、一定の滞納月数を超えるものについては、貸倒懸念債権等特定の債権として、個別に求償債権残高から回収可能見込額を控除した回収不能見込額に基づき貸倒引当金を計上しております。見積もられた予想損失額に関して、保証委託者の状況や経済環境が変化した場合には、貸倒引当金残高が変動し、損益に影響を及ぼす可能性があります。

### (2) 保証履行引当金

- ① 当事業年度の計算書類に計上した金額

保証履行引当金 385,911千円

- ② 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

保証履行引当金は、保証契約に定める保証限度額の範囲において翌事業年度以降に生じると見込まれる求償債権や費用の発生見込額に基づき、保証履行による将来の予想損失額を計上しております。

求償債権や費用の発生見込額を見積もる際には、保証委託者の状況、過去の一定期間における回収実績及び保証終了時の滞納累積月数の実績並びに弁護士費用や強制執行に要する追加費用の発生実績に基づき算出しております。見積もられた予想損失額に関して、保証委託者の状況や経済環境が変化した場合には、保証履行引当金残高が変動し、損益に影響を及ぼす可能性があります。

## 3. 表示方法の変更に関する注記

### (貸借対照表関係)

前事業年度において、「流動資産」の「その他」に含めておりました「前払費用」については、金額的重要性が高まったため、当事業年度においては区分掲記しております。

### (損益計算書関係)

前事業年度において、独立掲記しておりました「営業外費用」の「支払手数料」は、金額的重要性が乏しくなったため、当事業年度より「その他」に含めて表示しております。

#### 4. 貸借対照表に関する注記

(1) 契約負債の金額 1,476千円

※契約負債は、貸借対照表上、流動負債の「その他」に含まれております。

(2) 有形固定資産の減価償却累計額 104,762千円

(3) ①担保に供している資産

その他（投資不動産） 23,096千円

②担保に係る債務

1年内返済予定の長期借入金 864千円

長期借入金 5,512 //

計 6,376千円

(4) 保証債務

債務保証額（月額） 12,425,820千円

(5) 当座貸越契約

当社は、運転資金の効率的な調達を行うため、取引銀行6行と当座貸越契約を締結しております。事業年度末における当座貸越契約に係る借入金未実行残高等は次のとおりであります。

当座貸越極度額の総額 1,000,000千円

借入実行残高 481,000 //

差引額 519,000千円

#### 5. 損益計算書に関する注記

顧客との契約から生じる収益

売上高については、顧客との契約から生じる収益及びそれ以外の収益を区分して記載しておりません。

顧客との契約から生じる収益の金額は、「10. 収益認識に関する注記」の「(1) 顧客との契約から生じる収益を分解した情報」に記載しております。

## 6. 株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 当事業年度の末における発行済株式の種類及び株式数

普通株式	2,824,300株
------	------------

(2) 当事業年度末の自己株式の種類及び総数

普通株式	103株
------	------

(3) 配当に関する事項

① 配当金支払額

ア 配当金の総額	30,737千円
イ 1株当たり配当額	11円
ウ 基準日	2024年9月30日
エ 効力発生日	2024年12月25日

② 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌期となるもの

2025年12月24日開催の第25期定時株主総会の議案として、普通株式の配当に関する事項を次のように提案しております。

ア 配当金の総額	53,659千円
イ 1株当たり配当額	19円
ウ 基準日	2025年9月30日
エ 効力発生日	2025年12月25日

なお、配当原資については、利益剰余金とすることを予定しております。

(4) 当事業年度末の新株予約権（権利行使期間の初日が到来していないものを除く。）の目的となる株式の種類及び数

普通株式	89,000株
------	---------

## 7. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産の発生の主な原因の内訳

### 繰延税金資産

貸倒引当金	158,598千円
保証履行引当金	117,546 //
賞与引当金	11,477 //
未払事業税	9,932 //
退職給付引当金	11,495 //
役員退職慰労引当金	23,131 //
その他	15,592 //
繰延税金資産小計	347,774千円
評価性引当額	△28,479 //
繰延税金資産合計	319,295千円

## 8. 金融商品に関する注記

### (1) 金融商品の状況に関する事項

#### ①金融商品に対する取り組み方針

当社は、市場環境や販売状況を勘案して必要な資金を調達（主に銀行借入）しております。また、デリバティブ取引は行わない方針であります。

#### ②金融商品の内容及びそのリスク及びリスク管理体制

売掛金及び未収入金は、主に家賃収納代行業務の当社立替分、フィットネスサービス売上の未収入分及び家賃保証業務委託手数料の未収入分が含まれております。家賃収納代行業務の当社立替分及びフィットネスサービス売上の未収入分に関しては、収納機関からの収納通知が届くまでの間当社が立て替えている債権であります、リスクは僅少であります。業務委託手数料の未収入分は、顧客の信用リスクに晒されておりますが、当該リスクに関しては、債権管理規程に従って、回収状況について適時に報告を行い、貸倒懸念がある場合は速やかに対処するものとしております。

求償債権は、債務者の信用リスクに晒されております。当該リスクに対して、保証契約締結時の審査において、信用リスクを調査し、契約可否の判断を行います。また、求償権の行使は債務者から速やかに債権を回収できるよう、社内体制を整備しております。

投資有価証券は、非上場株式であり、発行会社の信用リスクに晒されております。

営業債務である未払金は1年以内の支払期日であります。

借入金は、主に運転資金の確保を目的としたものであります。資金調達にかかる流動性リスクは各部署からの報告に基づき資金計画を立案し、毎月取締役会に報告され適切に管理されております。

### (2) 金融商品の時価等に関する事項

2025年9月30日（当期の決算日）における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

（単位：千円）

	貸借対照表計上額	時価	差額
(1) 長期借入金（1年以内返済予定を含む）	6,376	6,376	-
(2) リース債務（1年以内返済予定を含む）	7,539	7,387	△151
負債計	13,915	13,763	△151

(\*1) 現金は注記を省略しており、預金、売掛金、未収入金、求償債権、短期借入金、未払金、未払法人税等、預り金は短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似することから、注記を省略しております。

(\*2) 市場価格のない株式等の貸借対照表計上額は次のとおりであります。

（単位：千円）

区分	2025年9月30日
非上場株式	20,000

(3) 金融商品の時価レベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

① 時価で貸借対照表に計上している金融商品

該当事項はありません。

② 時価で貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品

(単位：千円)

区分	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
長期借入金	—	6,376	—	6,376
リース債務	—	7,387	—	7,387
負債計	—	13,763	—	13,763

(注) 時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

長期借入金及びリース債務

長期借入金及びリース債務については、元利金の合計額を同様の新規借入・契約を行った場合に想定される利率で割り引いて算定しております。レベル2の時価に分類しております。なお、長期借入金のうち変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映することから、時価は帳簿価額と近似していると考えられるため、当該帳簿価額によっております。

## 9. 関連当事者との取引に関する注記

役員及び主要株主（個人の場合に限る。）等

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金又は出資金 (千円)	事業の内容 又は職業	議決権等 の所有 (被所有) 割合(%)	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
主要株主 及びその 近親者が 議決権の 過半数を 所有して いる会社	株式会社 三好不動産 (注2)	福岡市 中央区	50,000	不動産業	—	債務保証 業務受託	業務委託 手数料 (注1)  事務手数料 (注1)	27,538  44,359	売掛金	4,938

(注) 1. 取引条件及び取引条件の決定方針等

市場実勢価格を勘案し、一般的な取引条件で行っております。

2. 当社の主要株主三好修及び二親等以内の親族が、議決権の52.20%を間接所有しております。

## 10. 収益認識に関する注記

(1) 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

(単位：千円)

	報告セグメント	その他	合計
売上高			
顧客との契約から生じる収益	361,335	223,521	584,856
その他の収益	3,152,669	—	3,152,669
外部顧客への売上高	3,514,005	223,521	3,737,526
セグメント間の内部売上高又は振替高	—	—	—
計	3,514,005	223,521	3,737,526

(注) 「その他」の区分は、報告セグメントに含まれない事業セグメントであり、ランドリーサービス及びフィットネスサービスを含んでおります。

(2) 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

「1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記」の「(4) 収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

(3) 顧客との契約に基づく履行義務の充足と当該契約から生じるキャッシュ・フローとの関係並びに当事業年度末において存在する顧客との契約から翌事業年度以降に認識すると見込まれる収益の金額及び時期に関する情報

① 契約負債の残高等

(単位：千円)

	当事業年度
顧客との契約から生じた債権（期首残高）	19,660
顧客との契約から生じた債権（期末残高）	20,977
契約負債（期首残高）	1,259
契約負債（期末残高）	1,476

契約負債は、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識しており、セグメントのその他のフィットネスサービスにおける入会金収入の前受金に関するものです。契約負債は収益の認識に伴い取り崩されます。

当事業年度に認識された収益の額のうち期首現在の契約負債残高に含まれていた額は1,233千円であります。

② 残存履行義務に配分した取引価格

残存履行義務に配分した取引価格の総額及び収益の認識が見込まれる期間は、以下のとおりであります。

(単位：千円)

	当事業年度
1年以内	1,450
1年超2年以内	26
合計	1,476

## 11. 1株当たり情報に関する注記

1株当たり純資産額	883円34銭
1株当たり当期純利益	188円49銭

## 12. 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

## 計算書類に係る会計監査人の監査報告書

### 独立監査人の監査報告書

2025年11月18日

ニッポンインシュア株式会社  
取締役会御中

有限責任監査法人トーマツ  
福岡事務所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士 荒牧秀樹
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士 宮寄健

#### 監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、ニッポンインシュア株式会社の2024年10月1日から2025年9月30日までの第25期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

### 計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

### 計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

## 監査役会の監査報告書

### 監査報告書

当監査役会は、2024年10月1日から2025年9月30日までの第25期事業年度における取締役の職務の執行に関して、各監査役の監査報告書に基づき、2025年11月21日に開催した監査役会で審議し、監査役全員の一致した意見として本監査報告書を作成し、以下の通り報告いたします。

#### 1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、企業の健全で持続的な成長を確保し、社会的信頼に応える良質な企業当時体制を確立に資することを監査の基本方針とし、監査計画、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、監査計画、職務の分担等に従い、取締役、内部監査室その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施いたしました。
  - ①取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類、電子稟議システム等を閲覧し、本社及び主要な事務所において業務及び財産の状況を調査いたしました。更に代表取締役社長と定期意見交換会を実施し、事業戦略に係る事項や監査上の課題に関する情報共有を行いました。
  - ②事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制、その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
  - ③会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上のことから、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

## 2. 監査の結果

### (1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

### (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人 有限責任監査法人トーマツの監査方法及び結果は相当であると認めます。

2025年11月21日

ニッポンインシュア株式会社 監査役会  
常勤監査役 大川利則   
社外監査役 中川真紀   
社外監査役 橋本道成

以上

# 株主総会会場ご案内図

会 場 福岡県福岡市中央区天神二丁目2番43号  
ソラリア西鉄ホテル福岡7階 ルミナス  
T E L : 0 9 2 - 7 8 1 - 0 2 1 1



交通 西鉄天神大牟田線「福岡（天神）」駅 徒歩1分  
福岡市地下鉄空港線「天神」駅 5番出口より徒歩5分  
福岡市地下鉄七隈線「天神南」駅 西12a出口より徒歩4分

◎お願い 当日は、会場周辺道路及び駐車場の混雑が予想されますので、  
お車でのご来場はご遠慮願います。

